

浜松労働基準監督署からのお知らせ

令和6年10月1日から静岡県最低賃金額が改正されます！

必ずチェック!
最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

静岡県 最低賃金

令和6年10月1日から
時間額

前年比
50%
UP

1,034円

最低賃金とは、働くすべての人に
賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金に関する
お問い合わせは静岡労働局
または最寄りの労働基準監督署へ

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を
掲載しています。

静岡県労働局 検索
賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ
最大600万円を助成

業務改善
助成金

県内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

静岡県労働局
Shizuoka Prefecture Labour Bureau

詳細は[こちら](#)（静岡労働局 労働基準部 賃金室のページに遷移します）

▷[静岡県最低賃金リーフレット](#)（PDF：2.7MB）

▷[静岡県最低賃金リーフレット【ポルトガル語（Português）】](#)（PDF：2.9MB）

※ 最低賃金は都道府県別に定めている「地域別最低賃金」（今回改正されたもの）と産業別に定めている「特定最低賃金」がありますが、今回の地域別最低賃金の改正により、地域別最低賃金額が特定最低賃金を上回った結果、全業種において地域別最低賃金額以上の賃金額を支払う必要がありますのでご留意願います（今後、特定最低賃金額が地域別最低賃金額以上に改正された場合は、該当業種については特定最低賃金額が適用されます（一部適用除外される場合あり））。